

平成23年 3月 8日 (火曜日)

○議事日程 (第1号)

平成23年3月8日 (火) 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問 (別紙のとおり)
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第 2号 東庄町住民生活に光をそそぐ基金条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第 3号 町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第 4号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第 5号 東庄町特別会計条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第 6号 東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第 7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第13 議案第 8号 平成22年度東庄町一般会計補正予算 (第6号)
- 日程第14 議案第 9号 平成22年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第15 議案第10号 平成22年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第16 議案第11号 平成22年度東庄町介護保険特別会計補正予算

(第2号)

- 日程第17 議案第12号 平成22年度東庄町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第13号 平成22年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第14号 平成23年度東庄町一般会計予算
- 日程第20 議案第15号 平成23年度東庄町国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第16号 平成23年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第17号 平成23年度東庄町食肉センター特別会計予算
- 日程第23 議案第18号 平成23年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第24 議案第19号 平成23年度東庄町介護保険特別会計予算
- 日程第25 議案第20号 平成23年度東庄町水道事業会計予算
- 日程第26 議案第21号 平成23年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算
- 日程第27 請願第1号 TPP交渉参加反対に関する請願
- 日程第28 陳情第1号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情

日程第29 休会の件

○本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 議案第2号 東庄町住民生活に光をそそぐ基金条例を制定することについて
- 日程第8 議案第3号 町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することにつ

いて

- 日程第 9 議案第 4 号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 10 議案第 5 号 東庄町特別会計条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 11 議案第 6 号 東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 12 議案第 7 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 13 議案第 8 号 平成 22 年度東庄町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 14 議案第 9 号 平成 22 年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 10 号 平成 22 年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 11 号 平成 22 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 12 号 平成 22 年度東庄町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 13 号 平成 22 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第 1 号）

○出席議員（14名）

- 1 番 林 甚 一 君
2 番 鈴 木 正 昭 君
3 番 高 木 武 男 君
5 番 多 田 和 弘 君
6 番 山 崎 ひろみ 君
8 番 宮 崎 正 吾 君
9 番 花 香 むつみ 君

10番 鎌形 寿一 君
11番 林 勝俊 君
12番 高嶋 雅弘 君
13番 宮澤 喜久男 君
14番 平山 茂 君
15番 箕輪 誠一 君
16番 勝野 暢一 君

○欠席議員（1名）

7番 土屋 進 君

○出席説明員（13名）

町 長 岩田 利雄 君
副 町 長 清水 正幸 君
監 査 委 員 北山 武彦 君
総 務 課 長 菅谷 武男 君
まちづくり課長 相馬 良男 君
健康福祉課長 林 敏行 君
病院事務長 宇ノ澤 康成 君
町 民 課 長 池永 芳則 君
会 計 管 理 者 越川 昌子 君
農業委員会事務局長 高野 功助 君
教育委員会委員長 飯田 武士 君
教 育 長 小澤 茂 君
教 育 課 長 五十嵐 秀司 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 林 泰雄
次 長 青柳 清子
主 査 林 昌樹

(午前10時00分 開会)

議長 (勝野暢一君)

ただいまの出席議員は14人です。

7番 土屋進君から入院治療中のため、本日から18日まで欠席したい旨、届け出がありました。

ただいまから、平成23年3月東庄町議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、報告します。去る2月9日、宮澤喜久男君、平山茂君、箕輪誠一君の3名の方が全国町村議会議長会より、長年にわたる議会活動に対し自治功労表彰を受賞されました。まことにおめでとうございます。ここで、表彰状の伝達式を行います。

(伝達式)

それでは、お名前をお呼びしますので、前へお一人ずつ行いますので、お進みいただきたいと思えます。

宮澤喜久男様。表彰状。千葉県東庄町、宮澤喜久男殿。あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成23年2月9日、全国町村議会議長会会長、野村弘。

平山茂様。表彰状。千葉県東庄町、平山茂殿。あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成23年2月9日、全国町村議会議長会会長、野村弘。

箕輪誠一様。表彰状。千葉県東庄町、箕輪誠一殿。あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成23年2月9日、全国町村議会議長会会長、野村弘。

伝達式を終わります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、15番 箕輪誠一

君、1番 林甚一君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、山崎ひろみ君。

6番（山崎ひろみ君）

おはようございます。平成23年3月定例会の運営についてご報告します。

今期定例会の運営につきましては、去る3月1日議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定並びに付託委員会などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案21件、請願1件、陳情1件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から18日までの11日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は2人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、諮問第1号を上程し、採決を行います。次に、議案第2号から議案第13号までを順次上程し、質疑・採決を行って延会といたします。

第2日目は、議案第14号から議案第21号までの、平成23年度各会計予算を上程し、提案理由の説明、各会計の予算内容の説明、総括質疑を行った後、お手元の常任委員会付託表のとおり付託し、詳細な審査は各常任委員会にお願いすることといたします。次に、請願第1号、陳情第1号を上程し、所管の常任委員会に付託を行い散会とします。

第3日目の10日から17日までは休会としまして、この間、10日、11日には総務産業常任委員会、14日には文教福祉常任委員会をそれぞれ開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

最終日の18日は時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、議案第14号から議案第21号までの各常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行います。次に、請願第1号、陳情第1号の常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行いまして閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、一部事務組合の議会報告等を予定しております。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（勝野暢一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から3月18日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの11日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

12月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため、欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

次に、請願・陳情の処理経過及び結果の報告について、町長より報告がありました。配付の印刷物のとおりです。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願1件、陳情1件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成22年11月22日から平成23年2月28日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず1ページ目、総務課の庶務関係でございますけれども、去る2月27日に区長会総会が開催され、記載のとおり新役員が選出されました。各区長さんには行政協力員として各方面から支援をいただいているところでございます。

次に、2ページ目の中段、企画財政関係でございますけれども、地域インターネット機器更新工事をNTT東日本と契約いたしました。老朽化した機器とシステムの更新を行うものでございます。また、下段の統計関係でございますけれども、平成22年度国勢調査の人口速報値が発表されました。減少傾向は予測されていたこととはいえ、計数的にその現実を突きつけられた感がございます。

次に、3ページ目、上段の町民課、賦課徴収関係でございますけれども、記載のとおり、各税及び料の更正通知書を発送したほか、滞納処分として預金・動産・不動産それぞれ1件の財産差押を執行しております。今後とも、税財源の確保のため、徴収率の向上に努めてまいる所存でございます。

次に、5ページ目上段、同じく町民課の子ども手当関係でございますけれども、2月分として6,351件の支給をしております。

次に、健康福祉課の関係でございますけれども、7ページ目に放課後児童クラブ利用者数、外出支援バスの利用状況、各予防接種事業の実施状況、さらに9ページ目に介護サービスの利用件数等を掲載させていただいております。今後とも子育て支援をはじめ、予防を重視した施策の充実に努めてまいる所存でございます。

次に、10ページ目、まちづくり課の建設関係でございますけれども、道路関連工事として契約金額が50万円以上のものを11件、総額8,442万円を契約しております。生活基盤の安定に、これからもきめ細やかに取り組んでまいりたいと存じます。

次に、11ページ目中段、農林関係の家畜防疫でございますが、養鶏農家等に対しまして消毒用石灰の配布を行っております。鳥インフルエンザへの警戒に常に意を配したいと存じます。

次に、12ページ目下段でございますが、商工・観光関係でございますけれども、中小企業に対します制度融資事業及び一日ハローワークを実施しております。景気が低迷を続ける情勢の中、これらの事業を積極的に進めてまいりた

いと考えております。また、次ページの観光関係でございますけれども、ちば早春キャンペーンとしてさまざまなイベントが行われております。町としても、もてなしの心を大切に、訪れた方々に喜んでいただけるよう努力してまいりたいと考えております。

最後に、14ページ目、東庄病院の関係でございますけれども、診療状況につきまして入院患者数が1日平均56人余りで、ベッドの稼働率が70%を超えております。また外来患者数が1日平均118人余りとなっております。計数的には、経営的に安定した数値となっておりますけれども、地域医療を取り巻く環境は、依然としてさまざまな問題を抱えております。本町においても、医師の確保に十分意を配し、地域医療の拠点として、さらに病院機能の充実を図りながら健全経営に努めてまいり所存でございます。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

議長（勝野暢一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

教育委員会関係の行政報告を申し上げます。15ページをお開きください。主なものだけ申し上げます。

2の学校教育関係、（1）平成23年度東庄町立幼稚園児募集結果は、その表のとおりでございます。合計の欄を見ていただくと、町内該当者が笹川・橋ともに44名の合計88名でありました。その中で、笹川幼稚園に27名、橋幼稚園37名、合計64名の応募でありました。（4）の契約関係は、神代小電話設備改修工事と笹川小プールフェンス改修工事でありました。

3の生涯学習関係ですが、16ページをごらんください。1月9日の町成人式は、172名中138名が出席いたしました。また2月27日の子どもまつりですが、約1,000名の参加があり盛況でありました。いろいろとご協力ありがとうございました。

4の公民館関係ですが、1月30日に公民館まつり及び文化講演会を開催いたしました。あわせて800名の参加がありました。

5の公民館・体育施設等の契約関係でございますが、そこに記載のとおり、公民館備品購入、石出分館改修工事、石出分館駐車場入口コンクリート壁撤去

工事、東城グラウンドベンチ屋根補修工事、宮野台運動公園照明設備更新工事、図書館備品購入、その6点でございます。

6の図書館関係、7の学校給食センター関係は記載のとおりであります。

以上、教育委員会行政報告といたします。

議長（勝野暢一君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

6番、山崎ひろみ君。

6番（山崎ひろみ君）

おはようございます。昨年暮れの町長選挙に勝ち抜き、岩田町政の5期目をスタートされました。本日は今後の町づくりについて、ぜひ伺いたく一般質問させていただきます。

去る1月26日の臨時議会において町長の所信表明を伺い、これから4年間の町政に取り組む決意を聞かせていただきました。東庄町に住む人々に「この町が満足度ナンバーワン」と言っていただけのようなまちづくりを目指すと思われました。私も大きな期待を寄せ、また議員として、これまで以上に町民のための政策を提案できるよう、自分の使命をいま一度確認したところであります。

本日はその内容の中から、具体的施策が見えているものがあるのか等について、伺いたいと思います。

初めに、高齢者や障害のある方々に対する見守りネットワークを築いていくとのこと。他の市・町でも取り組んでいるところがありますが、我が町としては何か独自の仕組みをお考えでしょうか、お聞かせください。

次に「子どもは町の宝です」と述べられ、「教育の中身を一層充実させるため、先生方の指導力が十分発揮できる環境を整えてまいります」とありましたが、具体的なものがあればお聞かせください。

次に、広域的な医療連携の中で、東庄病院のリハビリ機能を充実させていくとありましたが、現状と新たに変わるところがあればお聞かせください。

次に、町道整備、排水整備、また生活道路の整備にも触れられていますが、

ここ何年かは道路整備予算は減額の方でしたが、これからは予算を増額して取り組んでいくのでしょうか。

さらに、国道・県道に関しては国や県に要請していくとのことですが、県道にしても、用地買収などに対する町としての強力な支援体制がなければ実行に移すことができないと考えますが、その点はどのようにお考えですか。

また、大きな予算も必要とすると思いますが、笹川駅南側の道路や排水を整備するお考えはありますか。

そのほか、農業・商工業・観光等についても述べられていましたが、何か具体的な施策をお考えでしたらお聞かせください。

2番目の質問事項であります町民の健康を守る取り組みについて伺います。

病気にならないように予防策を講ずることは、町民の健康を守るということが最大の目的であります。あわせて町としては医療費の抑制につながるという大きなメリットがあると考えます。病気には環境や遺伝的な要素等があり、防ぐことができないものもありますが、検診や食生活の改善、そのほかで未然に防ぐことができる場合も多くあります。介護の問題においても、度合いが重くなる人と、そうでない人の違いが出てくると思われます。

我が町の予防接種費用の助成等については、先進的に取り組んでいただいていることは大いに評価させていただきたいと思えます。そしてまた、病気を早期に発見することが大変重要であります。国が昨年度実施した女性のがん検診の無料クーポン券事業によって、受診率がアップした事実はあるか。また、早期に病気が発見された等の成果が見えたものがあれば、お聞かせください。

我が町のさまざまな検診についての受診率は、ほかのところに比べて高いのか、低いのか教えていただき、また受診率向上に対して努力しているところがあればお聞かせください。

ところで、健康のために運動をする、体を動かすといっても義務的に行うことは楽しくもなく、長続きしないことが多いと考えます。現在、高齢者の方はグラウンドゴルフ、ゲートボール等に盛んに取り組み、楽しんでいらっしゃる方もおられることは承知しておりますが、そのお仲間に入るには、ちょっと早いかと思われる年齢の方々が取り組めるスポーツがあればと考えます。ヘルスパレーボールや卓球など、年齢や体力面等をかんがみて町民スポーツとして

取り組んでいき、楽しみながら体を動かし、健康的になっていければと考えます。

若いときから継続してスポーツをしている方は、お年をとってもバレーボールやバトミントン等、ある程度激しい動きにも対応されているようです。しかし、健康のためにこれから運動を始めようとする人では、動きも鈍く体がついていかないと思われます。レクリエーション的に楽しんでスポーツができるように町として盛り上げていき、心身ともに健康になっていただけるよう取り組んでいくべきではと考えます。

そして、病気予防・介護予防の一助として、しいては町民の健康を守るという目的につながるのではと考えますが、町としてはどのように認識されておりますか。

以上で、1回目の質問を終わります。最初の質問は、町長にご答弁をお願いしたいと存じます。そのほかは、担当課にてお願いいたします。

議長（勝野暢一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、山崎議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

今後の町づくりについてということで、私にご質問をいただきました。まず1点目から申し上げたいと思います。

高齢者や障害者などに対する見守りネットワークの構築と、その仕組みについてということでございますけれども、高齢化と核家族化が進み、夫婦とも高齢者の世帯、そして一人暮らしの高齢者が町内にはふえております。見守りネットワークは民生委員・児童委員、そしてまた行政協力員さんを初め、町民総員の中で協力して障害のあるなしにかかわらず、子どもから高齢者に至るまでの全町民が見守り役としての対象として考えているところでございます。「最近、姿を見ない」、そして「外出が非常に少なくなった」、「健康状態が気になる」など、行政ではなかなかつかみ切れない情報を地域の皆様からお寄せをいただきながら、そしてまた諸問題を早期に発見いたしまして、支援につながることを目的としておるわけであります。

とりわけ、最近は児童や高齢者の虐待、そして家庭内暴力、自殺などが大き

な社会問題となっているところであります。これらの発見、対応は喫緊の課題でございます。関係機関との連携によりまして、ネットワークをより柔軟で機能的なものにしていきたい、そのように考えているところであります。

また、福祉の面だけではなくて、災害が発生したときの安否確認、そしてまた迅速な避難誘導のために個々の状況を把握しておくことが大切であり、消防や警察との連携も重要となってきております。さらには、社会福祉協議会、ボランティア団体、郵便局などとも組織的に連携していきたいと考えております。

2月27日の区長会の総会においても、各区長さんへの協力を依頼したところでございます。「目配り・気配り・心配り。だれもがみんなを見守り、だれもがみんなから見守られる」をキーワードに、このような多方面の協力による仕組みづくりを目指して、そしてこのネットワークが機能する中で、隣近所はもとより地域社会全体がお互い思いやり助け合う、そういう意識が醸成されればいいなど、このように望むところでございます。

私も自分の意見として申し上げたときにも、こういうような形が今、各地域でとっておりますけれども、この町独自の考え方の中で、小さな町でありますから、十分そういうようなものが発揮できるんだろうという思いであります。これは特別なルールを組んだり、そしてまたこういうようにしなければいけないというルールを余りつくり過ぎないように、そしてまたそれが普通で当たり前のことだと認識するような、そういうものを構築していきたいと考えているところであります。言うなれば、各地域のことは地域の方たちが、家庭のことは家庭の両親を含めた家族がというようなものが、一つ大きなもととなるわけであります。

そういうことで、この機能はどういうようにして構築されていくか、そしてまたネットワークがされていくかというのは、これからもっともっと課題はたくさんあるかと思っておりますけれども、かつて日本の国の中で、こういうような問題を取り上げたということはなかったんでありますけれども、希薄になってきたということが現実であります。その希薄になった現実を取り戻していきたいという考え方があります。それには十分、今まで培ったノウハウがいっぱいあるわけありますから、そういうものを従来型にもう一度考え直して、今の現状にあったような形の中で構築をしていきたいなど、このように考えるところ

であります。

それには、多くの方々がそういう意識と、そしてまたそれを認識していただく構え方が必要であります。これもかつては当たり前のことであったわけであり、当たり前のことを当たり前になるような、そういうようなものをひとつ考えていきたいということでもあります。

忘れ去られたものということも大事な問題もあるわけでありますから、新しい時代と言えども、日本人の生活の中にじっくり根をおろした、こういうようなものをもう一度復活させたいという考え方でございます。

次に、ご質問の2番目でありました、教育の中身を充実させるための先生方の指導力を十分発揮できる環境を整える具体策ということでございました。

まず、子どもたちが情操豊かに伸び伸びと成長する、そしてまた環境を整えていく、そしてしっかりと学力の基礎を身につけて、将来に向かってつなげてもらいたいという思いがあります。

私は前から思ってきたのですが、子どもたちが家庭の中で、また地域の中で、学校で、はぐくまれて大人になっていくわけであります。そういうことを大事な子どもたちでありますし、また大事な子どもたちだからこそ多くの方々の、これもまた見守りが必要なのではないのかなと、このように思っております。

かつては、地域の子どものとか、町内の子どものとかというような子どもの表現をしておりますけれども、最近はそういうような気持ちが希薄になってきて、家庭の中での孤立した生活とか、そういうものを強られるようになってきた。しかしながら、やはり子どもは伸び伸びと地域の中で育っていくということが大事なのではないかなという思いであります。

そして、学校の先生方の指導はもちろん大事でありますけれども、子どもが成長する過程においては、先生方も含めて多くの人と交わる、そしてまた社会が子育てをするという意識を持つこと、そして地域の子どものとか、先ほど申し上げた「町の子どもたち」というような表現をこれからも十分使いながら、子育てをしていきたいなという思いであります。

特に、23年度から小学校、そしてまた24年度から中学校において、新学習指導要領が実施されるわけであります。直接児童・生徒にかかわる先生方に、またそういうような考え方を徹底していただければありがたいなと思っております。

ますので、今後とも町として、また教育委員会とも十分協議をしながら、その問題等に取り組んでいきたいという思いであります。

また、独自の教育というものは、やはり私はあってもいいんだろうと思います。国は国の中で考えることも、もちろん大事なことでありますけれども、私はやはり地域の中で考えることを、教育がどうあるべきかということも、また大事なことだこのように思っております。

かつては、独自性をいっぱい持った校区があったわけではありますが、東庄町らしい教育のやはり環境づくりだとか、指導だとかというものも、あってしかりではないのかなと思うところであります。そしてまた、できる限りのバックアップを町としても今後とも努めてまいりたいと、このように考えているところであります。

小中学校も、また今年は先生方用のパソコンも整備をいたしますし、指導要領に沿って、教材の整備を十分な形でバックアップしていきたいと、そのように考えているところであります。

また、小学校のパソコン教室を更新いたしまして、情報教育の環境整備を行うほか、老朽化した施設の改修修繕、そしてまた、教育環境の整備というものをまた一度考えながら進めてまいりたいと、このように考えるところであります。

私は個人的な見解でありますけれども、地域の中で育つ子どもたちが、やがては自分の地域が自分をはぐくんでくれた地域であるということへの感謝と、この地域を自分たちで守っていこうとか、また地域をいい形にしていこうと、育てていこうというようなものが育っていただければありがたい。そういう子どもたちをたくさん今後の社会に輩出したいなど、そのように考えるところであります。

言うなれば、地域づくりの基軸となるところでありますが、まちづくりの基本は人づくりだということの考えの中で、今後とも、教育の面では大切に子どもたちの教育を考えていきたいと考えているところであります。

次に、ご質問の3点目であります病院のリハビリ機能の充実でございますが、実は、病院の従来リハビリというのは、一つの診療科としてございましたけれども、現在は昨年度からリハビリ科ということで、診療科目の一つに取

り入れていただいたわけであります。先生方も非常に熱心に取り組んでいるところであります。

先ほど申し上げましたように、高齢化社会ということになってきますと、健康でありたい、そしてまた病気にならない、寝たきりをつくらないということが一つの町の大きな考え方でありますけれども、実際にひざを痛めた、腰を痛めた、そしてまた腕が痛みを伴って自由に使えないというような問題がたくさん出てまいります。

これは一つは老化現象のものもありますけれども、その機能充実をしていくためには、やはり体を動かすということと、機能回復のためには、リハビリというのは大事な大事な科目になってくるんだらうと私は思っております。

そういう意味においても、旭中央病院を中心とする東総地域の医療連携というものが、この病院を非常に側面から助けていただいているわけであります。このリハビリ部門の果たす役割は、今後とも治療は他の病院で行われても、回復機能のためには、町にはこの診療科目が大事な科目だと、このように考えているところであります。

町としても、現在のリハビリの部屋を北側に拡張いたしまして機能を充実してまいりたいと、このように考えているところであります。経費はまた県からの助成等を有効に利用しながら、部屋の改修、そういうものに当たってまいりたいと考えているところであります。町民の健康回復、そしてまた益に十分な役割を今後ともしてもらえる、そういう期待も込めて今の工事に入ろうという考え方でございます。

町民の健康管理でありますけれども、先ほど申し上げました高齢化社会はもう高齢者の方が病気になってしまったと。そしてまた、機能的に動けなくなってしまったということだけを想定して、国も考えているようでありますけれども、私は高齢者がいつでも健康であるということが、まず第一だと考えております。年齢にとらわれず、もう十分な健康な体の中で、老いてという失礼な言い方をしますけれども、そういう形であってほしいと思っております。

やはり人間の機能というのは、動かすことによって十分に維持できると私は思っておりますから、そういう意味においては、これからもそういう指導の面でも十分担当の職員も含めて、また地域の皆様方にも理解していただきながら

進めてまいりたいと、このように考えているところであります。

そして今の病院の関連でありますけれども、東庄病院、内科を中心に行ってきたておりますけれども、これからはやはり整形外科的なものも要望としては十分出てくるのではないかなと、そのようにも思っております。これをどういうふうな形でプラスに運営していくかというのも課題になってくるかなと、このようにも思いますし、喫緊の問題でありますので、これもまた十分対応していきたいと、このように考えているところであります。

そういう役割も期待されるわけでありますから、これからのやはり病院経営を含めて、それから地域の健康である地域づくりということを重点に、いろいろな角度から検討を加えながら進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、生活道路の整備、排水の問題を取り上げてご質問いただきましたけれども、昨年度は55周年という形の中で、従来陳情、そしてまた請願の中でいろいろ滞っていた部分だとか、それはちょっと無理だと。そしてまた、優先順位がちょっとほかに比べれば劣るというような問題があったわけでありますけれども、その部分を含めて、昨年は5,000万円ほど上乗せをいたしまして予算を組んだわけでありました。

今まで従来、整備が届かなかったところも含めて整備をさせていただいて、今工事を行っているところであります。また来年度予算の中にも、これを延伸する形の中で整備を図ってまいりたいと、このように考えております。

道路問題というのは、土地の所有者の協力がなければできない問題でございますが、実は長い間、道路の買収等の問題が滞っていた部分がありました。県の職員が何回行っても応じていただけなかったり、説明をしても理解していただけなかった部分は、町の担当課が直接県の職員と出向いて、それを説得していただいて、理解していただいて、買収に応じていただいたという例がたくさんあるわけでありますから、県にも申し上げました。地域のことは地域の人たちに、どうぞ職員も県の職員、町の職員なしに、一緒になってそのような事業推進のために協力するというのを県の方へ申し上げて、そういう買収等の問題等も含めて、町の職員が県の職員と一緒に、そういう仕事に携わっているところであります。

長い間、懸案でできなかった部分も、今そういう理解のもとの中で買収の作業等を進めております。そういうことで、県対、町対ということではなくて、町の道路であるということの考え方の中で、今後ともそういう関係は進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、23年度でありますけれども、この道路新設改良というのは、前年度比で5,200万円の増に23年度はなっているわけであります。県道の整備、そしてまた用地交渉の件など、積極的に今後とも協力してまいりたいと考えているところであります。

そして、笹川駅南側の道路の排水整備等でございますけれども、平成21年度より基礎的な調査を実施しております。そして来年度、23年度は、当初予算には実施に向けた測量にかかるということで経費を計上してございます。完了後に計画的にこの整備を進めてまいりたいと、このように考えているところであります。

土地の高低差、そして用地の確保、流末の問題など、課題はたくさんあるわけでありますけれども、関係各位の協力をいただきながら仕事を進めてまいりたいと、このように考えております。

そしてご質問の5点目であります、農業・商工業・観光等について申し上げます。

現行の農業の問題は、今TPPの参加の問題等、いろいろ混迷を来しているところであります。国の政策が不透明であるということが今、社会的な問題となっていていろいろ取り上げられておりますけれども、要は強い農家を作るということもこれからは必要になってくるんだろうと。国際化するというような概念の中で、国際化に対応するためのまずとらえ方、考え方を農家の方々に理解していただけない中で、国の方向を示すという考え方というのは、いわゆる自立性につながるような問題もありますし、この事業が本当に大事だということであれば、農家の方々が理解をしていただく中で、一つの問題も進めるべきだろうというのが私の考え方です。

決して、これは絶対だめだということではなくて、そういう問題も起きたときには、やはりこういうような状況の中で、その仕事を進める、このような情勢の中で形をつくっていくというのが必要なことだと思います。何事も話し合

いと相互理解ができなければ、突然として突っ走るようなことは、やはり国としての施策としては問題があるのではないかなと、私自身は思うところであります。

それから、現行の所得補償制度でありますけれども、この問題も独自に、今後は町としての考え方としてご案内することを考えてまいりたいと思うところであります。

やはり国の現状というのは、農業は私は地域格差がかなりあるんだろうと思っております。気候が違いますから、まさしくあるのが当たり前であります。同じものを北から南まで一つの形として取り上げるというのは、施策としていかなものかというのも私の個人的な考え方であります。その地域に見合った、そしてその気候に見合ったものが、従来の農業に携わる方たちの考え方ありますから、そういうものをやはり大事にしていくということも、これからの農業施策の中では生かされていくべきであろうと思っております。

そしてまた、農地の流動化促進事業の助成の問題等でありますけれども、面積要件を緩和したり、さらに貸し手・借り手、そういうものを十分に相互の理解の中で保障していくと、制度を充実拡大してまいりたいと、このようにも考えているところでもあります。

商工業につきまして、申し上げたいと思います。

町の商工会との連携が何よりだと思えます。行政が商工業の事業を手助けするということは、非常に困難なことでもあります。みずから携わる、そして関係する団体が、その事業に対してどのような形の中で取り組むかということ、相談を受けながら進めることはできますけれども、先頭を切ってそれをしなさいというような強制的な問題ではないと思えますけれども、一緒になって事を考えて、やはり多様な施策が必要なことではないのかなと思えます。

施策としてはいろいろございます。各地区でも、地域で実践してやっている仕事もありますし、この町として何が選択肢としてふさわしいかというのも、また今取り上げられる問題ではないのかなと、このように思います。

大変全国的に小規模商工業の問題が今、取り上げられております。これも大きく国の経済低迷、そして方向性がはっきり見出せないということも大きな要因だと思えますけれども、いわゆる景気が悪いということがずっと続いてきて

いるわけでありますから、この二十数年来、まさしく日本は国内においても、対外国においても今の状況が続いているわけでありますから、いち早くそれを脱却しながら国民に、そして景気と活力を見出さなければならない段階に、もう既に入っているはずなんです、いまだに光明が差さないというのが現実ではないのかなと、このように思っております。

町としても、経済団体であります商工業の方々をいろいろな面で、やはりバックアップしていきたいというのは、もちろん大事なことでありますので、今後とも対応・対策を考えてまいりたいと思っております。

また、物品の購入等町内調達ということで、職員にも徹底するよう庁議等で申し上げました。この23年度の予算に対しましても、町内調達をぜひとも商工業活性のために実施をしたいと、このように考えているところであります。

また、先ほども申し上げましたけれども、中小企業に対して融資制度を行っております。各金融機関の協力をいただきながら、今後とも拡大してまいりたいと思っております。

そして次に、観光について申し上げます。

観光協会、そしてまた観光会館の整備が行われてきておりました。そしてまた、笹川・橘駅前の観光看板のリニューアルなどハード面のほか、観光協会とそして観光ボランティア等の活動を積極的に今進めていただいているところであります。

観光というのは、もてなしの心ということで、来ていただく方たちにどれだけ町の状況と、そして親切にまたご理解いただけるような説明ができるかということでもありますけれど、なかなかそういう面のPRが下手な町であります。これは認めるところでありまして、今後ともこういうものが機軸となって、いろいろ町の宣伝もするし、また、町のよさもPRできるのではないかなと。従来いろいろやってきたのですが、どうしても議会からもご指摘いただいたこともございますけれども、PR不足というのは、町民にも町外的にも、非常に今までの考え方を一掃して、PRというものを大事にしながら、そしてまた、町の存在というものをご理解いただけるよう努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

そしてまた、来年度から始まります第5次の総合計画でございまして、

前期計画の最終年度であると同時に、平成24年度から28年度までを計画期間とする後期計画が始まります。将来的に生産年齢人口が少なくなるというのは、もう避けて通れない問題でございます。限られた財源を効果的に、そして効率的に施策として実現をしていく。それが、私に与えられた使命だと、このように考えながら、選択と集中を基本に町政の進展に努力してまいり所存でございます。

それには多くの方々のご理解と協力が必要であります。もちろん、議会の皆様方にもぜひともお願いをして、協力していただけたところは協力していただく。町側と議会と、そして町民の皆さんの心意気がこの町を活性化させると私は思っておりますので、今後とも目的達成の考えを一丸となって頑張ってまいりたいと、このように考えます。

よろしくごお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（勝野暢一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、山崎議員のご質問事項の2番目、要旨1、病気予防・介護予防に対する取り組みの現状と課題について、お答えを申し上げます。

初めに、無料クーポン券によるがん検診の2年度の実績についてでございます。

まず、「子宮頸がん」検診について申し上げます。対象者は20歳から40歳まで5歳おきの方で、平成21年度の利用者数は105人、22年度が58人、利用者は大分少なくなっております。このうち、がんが見つかった方はおりませんでした。

次に、「乳がん」検診について申し上げます。対象者は40歳から60歳まで5歳おきの方でありまして、平成21年度の利用者数は181人、22年度が246人、利用者は大分増加しております。このうち、がんの発見に至った方は21年度はおりませんでした。が、本年度は2人いらっしゃいまして、速やかな治療につながっております。

これらの無料クーポン券による女性特有のがん検診につきましては、平成23年度においても、これからご審議いただく当初予算に計上しております。

実施を予定しているところでございます。

次に、各種検診の受診率の高い、低いについてでございますが、六つのがん検診ごとに実数を挙げて申し上げます。いずれも対象年齢以上の合計した人口に対する受診率でございます。なお、職域や他の医療機関などで行っているものにつきましては、町は把握しておりませんので、この中には含まれておりません。申し添えさせていただきます。

順序としましては、平成20年度から22年度までの3カ年度について、受診者数、受診率の順に申し上げます。なお、母数となる対象合計人口については省略をさせていただきたいと存じます。

まず、「胃がん」検診についてですが、対象年齢は40歳以上の男女でございます。受診者数は918人、937人、ちょうど1,000人。受診率が9.24%、9.42%、10.08%ということで増加傾向にあります。

次に、「大腸がん」検診についてでございます。対象年齢は40歳以上の男女でございます。受診者数は436人、628人、687人。受診率が4.39%、6.32%、6.92%ということで増加傾向にあります。

次に、「肺がん」検診についてですが、対象年齢は40歳以上の男女でございます。受診者数は2,444人、2,417人、2,415人。受診率が24.59%、24.31%、24.33%ということで、やや減少傾向にあります。

次に、「子宮頸がん」検診についてですが、対象年齢は20歳以上の女性でございます。受診者数は971人、1,100人、1,104人。受診率が14.27%、16.4%、16.61%ということで増加傾向にあります。

次に、「乳がん」検診についてですが、対象年齢は30歳以上の女性でございます。受診者数は996人、1,180人、1,260人。受診率が19.29%、22.8%、24.39%ということで増加傾向にあります。

最後に、「前立腺がん」検診についてですが、対象年齢は50歳以上の男性でございます。受診者数は608人、640人、596人。受診率が15.74%、16.56%、15.4%ということで横ばい傾向にございます。

これらの数値が高いのか、低いのかといった評価につきましては、お答えを控えさせていただきたいと存じます。

次に、この検診の結果、精密検査が必要と判定された方への次の手だてについてでございますが、保健衛生係から紹介状を添付しまして、医療機関への受診をお勧めしてございます。その際、医療機関には町あての結果の返却をお願いしてございまして、また回答がなかった場合には該当者に直接電話ですとか、訪問によって100%状況を把握しているところでございます。

精密検査の結果、がんの発見につながった方の件数につきましては、平成18年度から22年度までの5年間で合計を申し上げます。胃がんと肺がんにつきましては、各4件。大腸がんと子宮頸がんが各5件。乳がんが1件。前立腺がん、20件という状況でございます。

最後に、受診率の向上に向けて、町はどのような努力をしているのかということにつきましては、40歳、50歳の方へ個別通知で登録と受診の勧奨を行っているほか、広報ですとかホームページを通して、PRを主体に行っております。なお、これからにつきましては、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方へ個別通知による登録の勧奨を考えております。

次に、国保の特定健康診査の受診者数と受診率についても、担当者より数値を得ておりますので、私の方からご報告をさせていただきます。平成20年度から22年度までの受診者数と受診率の順に申し上げます。なお、22年度につきましては暫定値でございますので、申し添えさせていただきます。

まず、受診者数については2,097人、2,055人、2,047人。受診率では50.8%、50.1%、48.5%でございます。若干、減少の傾向にございます。

国保の受診率の向上についての取り組みとしましては、広報ですとか東庄ふれあいまつりの健康相談コーナーでのPR、また平成21年度からは土曜日も検診に加えるなど、より検診を受けやすくする取り組みを行っております。

以上でございます。

議長（勝野暢一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

それでは、私の方から2点目の中高年者の取り組めるスポーツの振興について、お答えさせていただきます。

中高年者の取り組めるスポーツ・レクリエーションの振興ですが、価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、スポーツ・レクリエーションの目的は単に楽しむだけではなく、健康づくり、仲間との交流を深めるなど、多岐にわたっております。少子高齢化の進展、生活環境の利便化に伴う身体的活動の減少等から、町民だれもが主体的・継続的にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりが必要と考えております。本町では第5次総合計画の中の「元気の庄」の健康づくりとして、スポーツ・レクリエーションの推進を基本とし、気軽にできるスポーツ・レクリエーションを推進しているところですが、やはりだれもが参加でき、そして各年齢層に応じたスポーツ・レクリエーションを企画していくことが必要かと考えております。

そこで、中高年の方たちが初めてやりたい、参加したいスポーツ・レクリエーションのきっかけづくりの役に立てるよう、また団塊の世代の方で定年退職をされ、趣味を見つけようとしている方の手助けになれるような、新たな教室等を体育指導委員の皆さんのご協力をいただきながら、検討をしていきたいと考えております。

参考までに、23年度を受講生を募集して開催する主なものとしましては、「いつでも、だれでも、どこでも」をスローガンのもとに行っております中高年のグラウンドゴルフ、幅広く多くの方に参加をいただいております町民バスハイキング、それとゆっくりした腹式呼吸により心と体をリフレッシュするヨーガ体操、それと健康保持・増進のため、だれでも楽しくできるシェイプアップ体操などを予定しております。

今後も、気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーションの体制づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りたくお願いいたします。

以上で、答弁の方を終わらせていただきます。

議長（勝野暢一君）

6番。

6番（山崎ひろみ君）

町長の答弁、ありがとうございます。

いっぱいあり過ぎて、どれをとわからないんですけれども、とにかく町長、

4年間で最後の総仕上げということを何度もお聞きしておりますので、一つずつ着実に実践していただければと思います。いつもいつもおっしゃっていますけれども、やっぱりきずな、東庄町らしさというのをアピールしておりますので、それはとても大事なことで、ただこれをこうするという形にはすぐできないんですけれども、町長みずからが暮れにもおっしゃっていましたけれども、各家庭を全戸歩いて今の実態がわかったと。ちょっと遅過ぎたかと思ったんですけれども、実態を現場で目で見ても、数字だけでは全然あらわれませんので、今の町の状態を見ていただいて町政に反映していただきたいと思います。

道路のことなんですけれども、道路問題、排水問題も何回も何回も私はまちづくり課に行かせていただきますが、なかなかいろいろなハンデがあってできないことが多いです。でも、町民は本当に生活するのに不便で困っているので要望をしてくれています。やっぱり町にお願いしたときには、何らかの返事がいただければと思います。私は何度足を運んでもいいんですけれども、その結果が見えないというのがとてもつらいところがあります。

総合計画も今度は新たに取り組みますので、本当に最後の岩田町長らしい政策を盛り込んでいただいて、つくっていただければと思います。

それで、あとさっき見守りネットワークもありましたけれども、高齢者だけではなくて、今本当にいつも教育課でも申しあげましたけれども、不登校からそのまま引きこもりになって外に出られないという、おうちの人はそれを隠しますので、実態数というのはわかりませんが、その人たちが10年後、20年後、私たちの世代になったときにどうなるのかなど、いつも本当に危惧しております。できれば学校にいるときに対処してあげるのが一番いいし、引きこもりもいろいろな、中に入りづらいのかもわかりませんが、民生委員さんとか、町の健康福祉課の担当の方も小まめに回ってくれておりますので、いろいろなアドバイスはしてあげて、その人たちを1人でも多くすくい上げていただけたらと思います。

あと、2番目の方の町民の健康を守る取り組みなんですけれども、やっぱり受診率がアップしているところもあるんですが、全然ふえていないというのはとても危惧されると思います。皆さんの意識が、町民の意識の問題なのかもしれ

れませんけれども、やっぱり検診を受けて予防して、病気にならないことが一番いいことですので、何とか工夫をして、いろいろな協力委員さんを押し立ててもいいですから、受診率アップにつなげていただければと思います。

1点、出前講座とかも今頻繁にやっております。それは大変いいことだと思います。各地区の青年館もあいておりますので、そこで元気なある程度高齢者に集まっていただいて、出前講座で介護予防にもつなげていただければと思います。

あと1点、エアロバイクなんですけれども、今健康福祉課に5台設置されております。検診でひっかかったという言葉はおかしいんですけれども、対象者になった方が利用してやっているのは、本当にごくごく一部です。5台あって本当にもったいない、宝の持ちぐされになっております。公民館とか人が集まるところに人を配置してでも、配置できる場所もあると思いますので、そこで効果的に利用できたらと思います。

それから、町民スポーツなんですけれども、ヘルスバレーボールは国体のデモンストレーションの競技にもなっております。私も町の大会も見学させていただきましたけれども、本当にママさんバレー、社会バレーボールのチームの人たちがヘルスバレーをやっております。それは本当にスポーツで激しいスポーツになっておりましたけれども、あのヘルスバレーボールはもっと簡単に高齢者でもできるというのがコンセプトではないかと思います。もっと、レベルの低い、体力の低い人たちでもできるように工夫して、町として町民スポーツとして、そのレクリエーション的なスポーツとして取り上げていただければと思います。体育指導委員さんもいろんな行事に参加して下さっておりますけれども、その方たちにも応援をいただいて、町としてはスポーツとして取り上げていただきたいと思います。

卓球台も今、教育課長にもお願いして探していただいておりますけれども、ある程度高齢者の方が集まる場所で、ぜひ体を動かしたいという要望もありますので、古い卓球台でもいいですので、ぜひ分館の方に配置させていただければと思っております。

きょうは、町長に答弁をしていただきました。町が本当に「満足度ナンバーワン」と言われるように、私たち議員も皆さんの町民の意見を聞いて、町政に

反映させていけるように頑張りますので、この4年間、いや、町はずっと永遠に続くんですけども、本当にこれから将来30年先の基礎ができるように進めていただければと思います。

本日は要望のみになりましたので、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（勝野暢一君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、9番、花香むつみ君。

9番（花香むつみ君）

9番、花香むつみです。私は雇用対策について質問させていただきます。

一昨年前に雇用対策については質問させていただきました。その際、求人情報として掲示板の設置をお願いいたしましたところ、早速、役場正面入り口に設置してくださいました。ありがとうございました。

今年も既に就職が決まって楽しみにしている人、また不安と期待で待ち望んでいる人もいると思いますが、年齢的にも就職もできず、働きたくても働けない人もいると思います。

先月22日、読売新聞では、千葉財務事務所が県内54市町村の3分の1に当たる18市町村の首長に実施したヒアリング結果を公表しました。それによると、地域経済と財政は「やや悪い」また「悪い」の回答が8割以上も占めております。景気の冷え込みが各自治体に重くのしかかる現状が浮き彫りになっています。

この首長ヒアリングは、地域情勢の把握を目的に、昨年10月から11月にかけて、千葉財務事務所の幹部が直接面会をして、各設問に5段階評価で回答していただいております。地域経済についての設問では、18人中15人が「やや悪い」また「悪い」と回答しています。

この主な要因は、商店街の衰退、住民の高齢化、地元企業の衰退であり、財政についても14人が「やや悪い」また「悪い」と回答し、地方税収の低迷、老人福祉費の増加を要因に挙げております。

これは千葉県の54市町村の18市町村のヒアリング状況ですが、最近ではジャパンシンドロームという言葉をよく耳にするようになりました。生活保護

を受ける人が多くなり、また働く若い人に多くなっている。この現状を深刻ととらえて、埼玉県では行政が動いています。

埼玉県では8万人もの人が生活保護対象者で、これに危機感を持ち専門の指導員をつけて当たったり、再就職に向けて職業訓練をしたり、また資格をとる手伝いを行政が手伝って、例えば介護の資格をとる、実際に働くために必要な介護の資格の2級のヘルパーの専門職をとる、福祉施設での面接会をつくったりしたそうです。その結果、137人が就職につけたそうです。

これは、埼玉県での生活保護者への雇用への取り組みの実態です。仕事がないと収入がない、若い人は家庭を持ってない、技術や資格をとることにより問題の解決に向いてくると思いますが、東庄町では先月、ハローワークでの就職の紹介の場を役場で行いました。専門職のハローワークを迎えての直接紹介の機会をつくる、こういった提供をする、町としては心配し手伝いをしております。東庄町の雇用の対策としての実態での、このハローワークでの活動状況について、お伺いをします。また、掲示板での活用状況はどうですか。

それと以前、介護の3級ヘルパーの資格をとる支援を町で行った経緯があったと思います。東庄町で募集をした人数は5人ほどであり、各市町からも出てきて、香取支庁で講習を月1回から10回ほど受けて、3カ月ぐらいかかったそうです。実際に、また栗源の方での施設で実習をしたそうです。

この介護ヘルパーの資格は現在では2級と上昇しておりますが、今後実施の予定はありますか。また、今地域社会の低迷の中、雇用に対する支援が必要と思われる。介護資格等の支援体制についてお伺いをいたします。

2回目の質問とご答弁は自席でお伺いさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（勝野暢一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

それでは、第1点目の質問にお答えいたします。

掲示板の活用状況ですが、求人情報の掲示板については、平成21年9月議会における花香議員の一般質問を契機に、役場正面玄関奥に設置いたしました。私も常に状況を見ているわけではありませんが、掲示板に近い町民課窓口担当

職員に聞いた限りでも、役場に来られたかなりの方が足をとめて求人情報を閲覧しているようです。

また2月15日と昨年9月22日に、役場で一日ハローワークを実施しました。あわせて88人の方が利用されております。

今後ともハローワークと連携をとり、雇用機会の拡充に努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（勝野暢一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、ホームヘルパーの資格取得支援の関係につきましては、私からお答えさせていただきます。

まず、答弁に入ります前に、ホームヘルパーについて少しご説明をさせていただきます。介護保険制度では、ホームヘルパーを訪問看護師と呼んでいますが、厚生労働省が認定した講習事業者の講習を修了しますと、講習修了者と認定される認定資格でございます、いわゆる国家資格ではございません。

ホームヘルパーには1級から3級までありまして、3級については平成21年の4月から介護報酬の算定外となったために、現在では2級が最下位の位置づけになっております。なお、上位の1級につきましては、平成18年度に創設されました「介護職員基礎研修」に平成24年度、翌々年度からですね、一元化される予定になっておりますけれども、2級については当分の間存続ということで、流動的な部分がございます。

これを踏まえまして、議員のご質問のうち、まず雇用対策の一環としてホームヘルパー2級講習への支援について申し上げます。

県下では、千葉市などで緊急雇用創出事業によるホームヘルパー2級養成を行っております。これは自治体が介護事業所と委託契約をしまして、失業をしている方が介護事業所で賃金を得て働きながら講習を受講しまして、資格を取得するというものでございます。

この事業については、国の補助を受けて行うわけですが、介護事業所側で果たして受け入れが可能なかどうか、また、本当に応募があるかどうか

か、途中でやめてしまったらどうするのかといったいろいろな問題がございます。したがって、町としましては、今のところですが、この緊急雇用創出事業を活用しての講習支援などについては、予定をしてございません。

次のご質問の介護資格の支援体制については、例えば補助金制度を設けている自治体などもございますけれども、冒頭申し上げましたとおり、ホームヘルパー2級の資格自体が固定的でない部分もございます。

また、一般論としまして、介護職はいわゆる3K、「きつい」「給料が安い」「結婚できない」と言われるような現場でございまして、一たん就職はしたものの30歳を過ぎても給料がなかなか上がらない、あるいはキャリアアップをしない、またそういうことで辞職する方も多いいということが言われているわけでありまして。

町としましては、このようなことも踏まえまして、やはり今のところとして補助金制度などの支援を行うということは考えておりません。しかしながら、今後さらなる状況の変化も当然ございますでしょうから、それらを踏まえながら、適時をとらえて支援策を検討させていただくということがあるだろうと考えております。

以上でございます。

議長（勝野暢一君）

9番。

9番（花香むつみ君）

ご答弁ありがとうございます。

ハローワークでの求人对策には、大勢の方が仕事を探しに来ております。直接ハローワークを呼んでの紹介の場は、東庄町では年2回実施しておりまして、まさに保健・医療・福祉と力を入れてきた東庄町であり、努力している姿だと思います。

このハローワークの紹介の機会に、実際に就職につける、つけないは個人差がありやむを得ないと思いますが、継続は力となり、続けてやることに意義があると思います。今後とも他市町村よりも努力をしていただきたいと思います。

次に、就職には資格のある人は資格のない人よりも有利であり、早速現場で仕事ができる強さにつながってきます。今、社会情勢が高齢化社会となり、こ

ういった福祉体制の中、介護士への先ほどの賃金とかそういう給料問題もありますが、人手不足が問題とされております。

町長が言っていますよ。満足度日本一を目指す東庄町です。近い将来、もう目前に迫っている対策の一つととらえて、介護資格の希望の人には町が助成をする、例えば奨学金制度もあります。こういった制度の利用はいかがでしょうか。東庄町の町民が生き生きと暮らせるよう、なりたいと思います。

また、東庄町の特徴としては、現在光ファイバーも導入をいたしました。今までのイントラネットに含めて、通信の最もスピードのある光ファイバー設備の町としても言えます。こういった通信のパソコン技術の指導を早いうちに、例えば中学校においても資格のとれるべき授業への展開に向けて、専門の先生による教室も考えてみてはどうでしょうか。

これは要望ですが、教育委員会ではどのように考えていますか。その辺を参考にご答弁をいただけたらお願いをいたします。

先ほど、町長の行政報告の中でパソコン教室も考えていると、このようにお話をいただいておりますが、今地域経済も悪化しております。足腰の強い人材を育てる意味でも、足腰の強い東庄町と躍進していくのではないのでしょうか。

よろしく願いいたします。

議長（勝野暢一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、再質問の介護資格の取得への奨学金制度について、お答えをいたします。

こちらにつきましては、先ほど補助金の関係で申し上げましたとおり、ホームヘルパーの資格自体が固定的でない部分もございますので、町としましては今のところとして、奨学金制度の創設は考えておりません。

しかしながら、先ほどの繰り返しになりますけれども、今後適時をとらえて、支援策を検討させていただくことはあろうと考えております。

なお、ご質問の趣旨とは離れますが、ホームヘルパーの上位の資格に国家資格である介護福祉士の資格がございます。千葉県ではその介護福祉士並びに社会福祉士について貸付金制度が設けられておまして、千葉県社会福祉協議会

において貸し付けを行っております。

以上でございます。

議長（勝野暢一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

それでは、私の方から中学校でパソコン技術の資格がとれるような授業展開ができないかということについて、お答えしたいと思います。

現在、中学校で行われておりますパソコン授業ですが、1年生は技術科の授業でワープロソフトの基本操作や、画像処理ソフトの基本操作等を行っております。またそのほか総合学習の時間でインターネットを使って調べもの学習等を行っております。

2年生では、やはり技術科の授業で表計算ソフトの基本操作や、電子メールでのやりとりをする方法等を行い、また総合学習の時間でもインターネットを使って調べもの学習、まとめ学習等を行っております。

3年生では、技術科の授業でプレゼンテーションソフトを利用した作品の製作等を行っている状況です。

このように、中学校ではインターネットを使った通信技術におきまして、3年間でパソコンの基礎操作や技術を習得しております。中学校の授業は教育課程に沿って行われておりますので、技術科の授業や総合学習の時間で、これ以上の授業時間をふやすということは難しい状況でございます。

したがいまして、パソコン検定等の資格取得のための授業展開は、現時点では困難な状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

議長（勝野暢一君）

9番。

9番（花香むつみ君）

ご答弁ありがとうございます。

私は、社会情勢の経済また財政の低迷の中、埼玉県のように生活保護支援対象者が増加して危機感を抱いて、行政が就職に向けて支援をしておりました。そのように、介護士の不足には町が支援できる事業の一つと私は考えます。

東庄町では、実際平成9年、10年に介護の3級、2級の資格の支援をしておりました。今後、国・県の支援体制事業、先ほど林課長よりもご答弁の中で、千葉県の中で今そういった事業を展開しているということをお聞きいただきましたが、そういったこの事業への申込書、東庄からも要請をしていただきまして、そういった情報をなるべく早く広報、掲載をしていただき、また求人掲示板にも張っていただいて、東庄町からの参加希望者を送り出していただけるよう、よろしく願いいたします。

今後とも、ハローワークとも連携を密にいただき、元気な人は仕事できて収入につながる、暮らしも安定して希望が持てる、東庄町としても税収の安定になり、東庄町の目指す協働で魅力ある暮らしの東庄町となるのではないのでしょうか。これからも、雇用への促進を図るべく努力をお願いいたしまして、私の雇用対策についての質問を終わらせていただきます。

誠意あるご答弁を賜りました。お礼を申し上げます。ありがとうございました。

議長（勝野暢一君）

以上で、花香むつみ君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事 務 局 朗 読）

議長（勝野暢一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

人権擁護委員でございますけれども、法務大臣の委嘱でございますが、人権擁護委員法に基づきまして、市町村長が議会の意見を聴いて推薦することになっております。

このたび、青柳衛治氏が平成23年6月30日をもって任期満了となることから、引き続きお願いするということで、候補者として推薦するものでございます。

青柳氏は、平成20年7月1日に人権擁護委員をお引き受けをいただき、現在は同委員として本町人権擁護の中心的な役割を担っておられます。また、性格は温厚で地域住民に信頼が厚く、何よりも社会に貢献しようとする意欲の強い方ですので、今後とも継続してお願いいたしたく、候補者として推薦するものでございます。

皆様方のご意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（勝野暢一君）

お諮りします。

ただいま議題となりました諮問第1号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

日程第7、議案第2号、東庄町住民生活に光をそそぐ基金条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（勝野暢一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第2号、東庄町住民生活に光をそそぐ基金条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

この基金は、国が経済対策で創設した住民生活に光をそそぐ交付金に対応し

て設置するものでございます。住民生活に光をそそぐ交付金は、昨年10月に国において閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」の趣旨によって、地方自治体が計画実施する事業に対し交付されるもので、本町では本年1月の第1回臨時会におきまして、実施事業の補正予算を可決いただいたところでございます。

このたび、交付限度額が拡大し、事業の追加が認められたことによりまして、本町では基金を創設し積み立てることにより、平成23年度、24年度にかけて活用することといたしました。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、議案第2号、東庄町住民生活に光をそそぐ基金条例の内容について、説明させていただきます。

議案書つづりの4ページをお開き願いたいと思います。

ただいま、町長の提案理由にありましたように、当基金は、国の住民生活に光をそそぐ交付金に対応して設置するもので、目的は住民生活に大切な分野でありながら、これまで十分に光が当てられなかった分野の強化に活用するための基金を設置するものです。基金の額は予算で定め、管理は金融機関への預金など、確実かつ有効な保管をすることとし、運用益がある場合は、基金に編入することとしています。国の指導によりまして、基金は2年以内に全額取り崩すものとされていることから、平成25年3月31日をもって廃止し、条例の効力を失うものです。

本町では、公民館石出分館図書室の設置に伴い、臨時職員として雇用する図書館司書の経費として200万円を積み立て、23、24年度にかけて取り崩し活用するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

議長（勝野暢一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (勝野暢一君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

これから、議案第2号、東庄町住民生活に光をそそぐ基金条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第3号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (勝野暢一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長 (岩田利雄君)

それでは、議案第3号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本案は、町長、副町長、教育長の給料月額についての減額措置を、再度延長するものでございます。町長、副町長及び教育長の給料につきましては、平成17年4月から町長20%、副町長職で15%、教育長10%の減額措置をしており、昨年12月まで更新してまいりました。このたび、減額措置を平成23年4月から24年3月まで延長すべく、条例の改正を行うものでございます。

なお、それぞれの給料月額につきましては、町長が78万5,000円から62万8,000円、15万7,000円の減額。副町長が64万4,000円から54万7,400円、9万6,600円の減。教育長が56万5,000円から50万8,500円、5万6,500円の減となります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（勝野暢一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第3号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第4号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（勝野暢一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第4号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本案は、病院に勤務する医師のうち、特に指定した者が適用されることとなる指定職給料表を改正することにより、長年にわたり本町病院の経営改善に功績のあった医師の処遇の改善と、さらには病院医師の確保等を図ろうとするものを軸とする改正となっております。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、議案第4号の一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、参考資料の2ページ、3ページをお願いしたいと思います。

まず、別表第4の指定職給料表の改正について申し上げます。指定職給料表は、本町の場合、病院に勤務する医師で、町長が特に指定する者に適用されることとなっております。先ほど、町長の提案理由にありましたように、病院に勤務する医師の処遇改善のため、功績のあった医師に本表を適用するに当たり、給料表の号給数を7段階から20段階にし、給料月額に多様性を持たせることにより、本表の適用を円滑に行おうとするものでございます。

次に、2ページ上段の第17条の3を加える改正でございしますが、非常勤職員等の給与の支給根拠を条例に明文化するもので、給与条例を整備するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（勝野暢一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

5番。

5番（多田和弘君）

今の件ですけれども、提案理由を聞いていましたけれども、ちょっとよくわからなかったんですが、今までこれがない状態で、17条3の常勤を要しない

職員と臨時的任用に係る職員を対象にするというふうな表現がありますけれども、この提案の背景というか、現状どういような問題があつて、これを提案されたのかということ、もうちょっとわかりやすく説明していただきたいなと思います。

それと、この対象になる医師ですけれども、どういう方が具体的に対象になるのかという、その2点をちょっと教えてください。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

第17条の3、非常勤職員等の給与の関係でございますが、これはただいま多田議員が医師ということで質問されましたけれども、ここの非常勤職員等の給与の関係につきましては、具体的に言いますと、町で臨時的職員として採用しております作業員とか、そういう内容の者でありまして、常勤を要しない職員というのは週3日程度の臨時的雇用の臨時職員、土木作業員とかそういうのをうたつてあります。

また、22条の5項に規定する臨時的任用職員につきましては、例を申し上げますと、レセプト点検とかそういう事務的なもので、6カ月の雇用期間という限定つきの中で採用しているとか、そういうものをうたつてございまして、今まで根拠条文がなかったものでこれに加えるものでありますので、よろしくをお願いします。

議長（勝野暢一君）

14番。

14番（平山 茂君）

ちょっとこの号給の数をふやしたということなんですけれども、見方はどうなんですかね、例えば前回改正する前の7号給というのは、改正後の20号給に相当するんですかね。そうすると、7号給の人は20号給に相当するということは、給料が11万2,000円ほどアップするということですよ。今度はこの条例が改正後、この人は今後給料はアップするということに、そういうふうにして考えたらいんですかね。

質問は以上です。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

この表の見方でございますけれども、今までは7号給までしかございません。7号給の金額を見ますと98万9,000円、それを次の改正案の中で比較しますと、同じ同等の金額という考えの中では、14号給99万3,000円が比較されるような形になります。

以上です。

議長（勝野暢一君）

14番。

14番（平山 茂君）

そうしたら、給料は上がらないということでしょう。それで医師の確保とか、そういうのは今の人って、そうか、その上の号をつくるから医師の確保とかそういう考えたに、そのためにということなのかね。

議長（勝野暢一君）

副町長。

副町長（清水正幸君）

これは一般職の給与の職員の給料表ではございませんで、医療職の給料表でもございません。医療職のうちの指定職ということで、特別な地位にある人の給料表を拡充しようということで、それによって医師を確保しようとするものです。

具体的に申し上げますと、東庄病院の院長先生を指しているところでございます。

議長（勝野暢一君）

14番。

14番（平山 茂君）

そうしたら、院長先生の給料表の号数というのは、職員の今までの号給表に当てはめず、これに当てはめようということなんですかね。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

現在の院長の給料表につきましては、医療職の1表を使っておりますので、この表ではございません。それで、現在医療職の1表から今度改正によりまして、この改正前の表というのは国の基準に基づきまして、この指定職の給料表をつくっておりますので、町の指定職給料表という形で、あわせて改正の指定職給料表を今回つくったものでございますので、今までの医療職1表の給料から、この給料の直近上位という形でこの指定職の給料表に当てはまって、今後これにより給料が上がっていくような状況になっていきます。

以上です。

議長（勝野暢一君）

14番。

14番（平山 茂君）

たとえここで何だかんだやっても、わからないものはわからないんですけども、後でまたちょっと教えていただきたいなど。

実質、医師確保とか、あるいは特別な職の職員を確保するとか、そういった人事に関しては、かなり行政側でも苦勞はされておるのは認識しているところであります。そういったところで待遇・処遇、そういったものはやっぱり考えていかないと来てくれないというのが現状ではないかなというふうに思います。

別に、反対するわけではないですけども、ぜひひとつ、もう後でまた聞かせて、研究させていただきたいなどというふうに思います。

きょうの質問はこれで終わります。

議長（勝野暢一君）

15番。

15番（箕輪誠一君）

いろいろ私もただ普通のあれでは理解できなかったんですけども、先ほどもう決まっちゃったあれなんですけれども、町として町長、3名の方が2割とか15%とかやられてすんなり、私は賛成ではなかったんですけども。

確かに、私の考え方では、どうも納得できないみたいな気もするんですよね。片側では一生懸命頑張っている、今回の場合だと、町長にしてみれば選挙で。こっちは、具体的に今、いろいろ質問の中で院長先生だといえればわかります

けれども、ただ課長さんの説明では最初「医師でなくて」といいますと、作業員がこんな高給をもらえるのかなど。月給なのか、年給なのかなとも思っちゃうわけですけども。

よくわからないから質問したことでございますけれども。落とすところが大事になると思いますので、私もお医者さんにはお世話になっているから。

議長（勝野暢一君）

それでよろしいですか。

15番（箕輪誠一君）

結果は皆さんにお任せします。

議長（勝野暢一君）

ただいまの質問に対して理解しやすい資料を改めて、後でということでございますので、それで資料を出しながら説明できる状況をつくっていただけないかと。ということでよろしいでしょうか。

議長（勝野暢一君）

11番。

11番（林 勝俊君）

私も何だかんだ理解できませんでしたけれども、院長に対しての給与体系ということで理解しました。そういうふうに最初から伝達してもらえれば、医師でもなければ何か作業員というような感じだと、非常になんか現場職で、もしかしたらボイラーの掃除をやっている人にこんなに払うのかなど、こういう感じで受け取られてもしょうがないわけですね。説明のときに、もう少しわかりやすくしてもらえればいいかなど。

私は、この案には賛成しますけれども、これからはもうちょっとわかりやすく説明していただきたいと。お願いします。

議長（勝野暢一君）

9番。

9番（花香むつみ君）

すみません、今説明を伺ってしまして、そうしますと、院長先生のお給料ということになりますね。今現在、院長先生のお給料の段階がこの表で見ますと、14号給のところがいいということで考えていいんですか。

議長（勝野暢一君）

ただいまの質問に関しましての議題に関しまして、違う話でございますので。

議長（勝野暢一君）

副町長。

副町長（清水正幸君）

ただいま議題となっております一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正でございますが、前段の17条の3、これと附則の別表第4、これは全く別個のものでございまして、先ほど一番最初に多田議員さんからご質問があったとおり、これは全く別個のものでございますので、別表の方は病院の院長先生を対象とした給料表を新たに細分化して設けて、医師の確保をいたすと。

それから、17条の3につきましては、今まで臨時的職員、いわゆる週3日とか、そういった職員に対する給料の支払い根拠となる条例が未整備だったので、この際に整備をしたということでございます。

全く別個のものでございますので、ちょっとその辺、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（勝野暢一君）

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第4号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時00分とします。

（午前11時59分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

議長 (勝野暢一君)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10、議案第5号、東庄町特別会計条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (勝野暢一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長 (岩田利雄君)

それでは、議案第5号、東庄町特別会計条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成20年3月に老人保健制度が廃止されましたが、老人保健特別会計は法律により、医療費請求等から制度廃止後3年間は設置するものとされておりました。

よって、平成23年3月をもって3年が経過いたしますので、老人保健特別会計を廃止するため、特別会計条例から老人保健特別会計の項目を削除するための一部改正であります。なお、今後医療費の請求が発生した場合には、一般会計で対応することになる予定であります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 (勝野暢一君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (勝野暢一君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

これから、議案第5号、東庄町特別会計条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第6号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(勝野暢一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第6号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本改正条例につきましては、「千葉県重度心身障害者(児)医療給付改善事業費補助金交付要綱」及び「千葉県養育手帳制度実施要綱」の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(勝野暢一君)

町民課長。

町民課長(池永芳則君)

議案第6号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての改正内容をご説明申し上げます。

この条例は、重度心身障害者またはその保護者に対し、医療費の一部を支給し医療費の負担を軽減することにより、その健康の保持と生活の安定を確保し、

もって福祉の増進を図ることを目的としており、財源の2分の1を千葉県から補助金の交付を受けております。

恐れ入りますが、新旧対照表により説明させていただきます。参考資料の6ページをお願いいたします。

第2条第1号につきましては、文言の訂正を行うものでございます。第2号では、千葉県養育手帳制度実施要綱の改正に伴い、参照条文の改正及び名称の変更を行うものでございます。

第3条第1項につきましては、「外国人登録原票」に登録されております者を明文化し、本町の住所地特定者、障害者自立支援法に基づく給付を受けている者及び町長が必要と認めた者を受給権者とするものでございます。

第2項では、他市町村の国民健康保険、他県の後期高齢者である住所地特例者及び規則で定める者を適用除外するものでございます。

第4条第1項につきましては、「千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱」の改正に伴い、字句の修正を行うものでございます。

第2項では、参照法令の名称変更を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（勝野暢一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

5番。

5番（多田和弘君）

内容的には大体わかったんですけども、一つだけ、一番最初にあります障害のある「者」が、平仮名の「もの」にするという、改めるこの違いというのは何なんですかね。

議長（勝野暢一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

これは、準則との関係で、私も「者」と「もの」という使い分けというのはよくわかりませんが、一様そのような形で書かれておりますので、そういうことをご理解いただきたいと思います。

議長（勝野暢一君）

5 番。

5 番（多田和弘君）

よくわからないということですが、この改正案と現行の関係で、ほかの文章はみんなそのままの「者」になっているんですけども、ここだけ「もの」に変えるというのは、何か意味があるのかなと思って今聞いたんですが、結構です。わかりました。

議長（勝野暢一君）

それでよろしいですか。お答えはいただきますか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第 6 号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2、議案第 7 号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事 務 局 朗 読）

議長（勝野暢一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第7号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての提案理由を申し上げます。

千葉県市町村総合事務組合での組織団体であります館山市及び南房総市学校給食組合が、平成23年3月31日をもって解散することとなりました。これに伴い、千葉県市町村総合事務組合の組織団体数の減少及び同組合同規約の一部改正について、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（勝野暢一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第7号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第8号、平成22年度東庄町一般会計補正予算（第6号）から日程第18、議案第13号、平成22年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）まで、以上、6案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（勝野暢一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました、平成22年度東庄町一般会計補正予算（第6号）から平成22年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）まで、6会計の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

最初に、議案第8号、平成22年度東庄町一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,189万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億9,045万円とするものでございます。

また第2表、繰越明許費で地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めております。

次に第3表、地方債補正で臨時財政対策債の限度額を3億5,000万円から2億円に変更しております。これは臨時財政対策債の減額補正に伴うものでございます。当初予算で、臨時財政対策債として3億5,000万円を計上しておりましたが、国の経済対策の一環で地方交付税の再算定が行われ、交付額が増額決定されたこと、さらに、経費の節減等による財源の確保により、起債額を2億円に抑えることが可能と見込めることから、1億5,000万円の減額補正を計上した次第でございます。

今後も可能な限り起債の抑制に努め、将来負担の軽減を図ってまいり所存でございます。このほか、歳出の補正として国民健康保険特別会計の繰出金、デイサービスの事業の委託料、高齢者等肉用牛飼育事業の清算、先ほど可決をい

ただきました住民生活に光をそそぐ基金の積み立てなど、主なものとなっております。

以上、一般会計について申し上げます。

次に、議案第9号、平成22年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,144万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,251万2,000円とするものでございます。

退職被保険者等療養給付費及び高額療養費並びに保険財政の共同安定化事業拠出金に不足が生じたこと、一般会計からの繰入金のうち、保険基盤安定繰入金が増額となるため、補正をするものでございます。

次に、議案第10号、平成22年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ934万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,654万8,000円とするものでございます。

後期高齢者医療特別会計において、歳入の保険料収入の増加及びそれに伴う歳出の保険料負担金について、予算の不足が生じたので補正をするものでございます。

次に、議案第11号、平成22年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ234万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,470万7,000円とするものでございます。

歳出では、過年度分の地域支援事業費の確定により、負担割合に応じて国・県への返還と一般会計への繰り出しが生じたためこれを増額し、不足する財源については前年度繰越金をもって充てるものでございます。

次に、議案第12号、平成22年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

まず、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正でございます。収

入では給水収益がふえることにより、事業収益に549万9,000円を追加し、4億3,337万3,000円にするものであります。

支出では、使用量の増に伴う原水及び浄水費等の増額と支払利息で減額になることにより、事業費用全体では16万円を追加し、総額で3億9,142万8,000円にするものであります。

次に、当初予算第4条に定める資本的収入及び支出の補正については、企業債償還金を増額するものであり、資本的支出に18万3,000円を追加し、総額で9,661万8,000円にするものであります。

最後に、議案第13号、平成22年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正でございます。まず収益的収入で医業収益の中の外来収益が伸びたことにより、病院事業収益の既決予定額9億7,567万3,000円に1,774万2,000円を追加し、9億9,341万5,000円にするものでございます。

次に、収益的支出で医業費用の中の材料費と保険料が増額となったことにより、病院事業費用の既決予定額9億7,349万6,000円に1,774万2,000円を追加し、9億9,123万8,000円にするものでございます。

以上、6会計の補正予算について提案理由を申し上げます。詳細については担当課長、事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、平成22年度東庄町一般会計補正予算（第6号）について、内容を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,189万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億9,045万円とするものでございます。

次に第2条の繰越明許費ですが、地方自治法第213条第1項の規定に基づ

き、翌年度に繰り越して使用することのできる経費を定めるものであります。

19ページをお願いします。

第2表、繰越明許費でございますが、第5款・農林水産業費で、東庄ふれあいセンター修繕事業552万5,000円、ふれあいセンターの空調施設等の更新事業で、きめ細かな臨時交付金を充当して実施する事業です。

このほか、同交付金を充当して実施する事業は、雲井岬公園照明整備工事、神代小学校変電設備更新工事、東庄中学校武道館防水改修工事、宮野台運動公園テニスコート人工芝張替え工事、弓道場新築工事があります。

7款・土木費に戻っていただきまして、遊歩道整備事業750万円、黒部川遊歩道の整備工事です。なお、この事業につきましては住民生活に光をそそぐ交付金を充当する予定でしたが、国の想定した事業に該当しない旨、国の見解が示されたことから、本事業は一般財源で賄うこととし、予定した充当額は図書館図書購入事業などに充てることといたしました。

次に、町道維持工事1、190万円、町道2路線、青馬地先と笹川新切地先の維持工事費です。

次に、町道改良工事2、600万円、町道1路線、神田地先の改良工事費です。

次に、雲井岬公園照明整備工事290万円、雲井岬公園に照明4基を設置するものです。

次に、9款・教育費で、神代小学校変電設備更新工事400万円、老朽化した変電設備を更新するものです。

次に、小学校図書整備事業200万円、小学校5校の図書の購入で、住民生活に光をそそぐ交付金を充当して実施する事業です。なお、当交付金を充当して実施する事業として、このほか中学校図書整備事業100万円、図書館図書整備事業300万円があります。

次に、東庄中学校武道館防水改修工事1、563万円、屋根の張替え及び外壁補修工事です。

次に、宮野台運動公園テニスコート人工芝張替え工事890万円、老朽化した人工芝の張替え工事です。

最後に、弓道場新築工事990万円、弓道場の射場の新築工事です。

以上が繰り越し事業となります。

続きまして、20ページをお願いします。

第3表、地方債の補正で、臨時財政対策債の限度額の補正です。歳入予算で臨時財政対策債を1億5,000万円減額し、2億円とする補正を計上することに伴い、限度額を引き下げるものであります。臨時財政対策債の減額につきましては、国の地方交付税再算定に基づく、交付額の増及び経費の節減等による財源の確保により、起債の減額が可能となったものであります。

それでは、歳出予算の補正について申し上げますので、議案書の24ページをお願いします。

3款・民生費、1項1目・社会福祉総務費で、障害程度区分審査会委員報酬3万1,000円、開催回数の増による報酬額の不足分です。

自立支援給付費332万4,000円の減、サービス利用者の利用中止などに伴う減です。歳入におきまして、国県支出金も減となります。

次に、国民健康保険特別会計繰出金2,144万7,000円、保険基盤安定分として、低所得者の国保税軽減分を繰り出すものです。歳入におきまして、国県の負担分を計上しております。

次に、6目・デイサービスセンター費で、デイサービス運営事業委託料617万6,000円、利用者増による委託料の増です。

介護職員処遇改善交付金11万5,000円、介護報酬の1.9%を事業者に交付するもので、デイサービス利用者の増に伴い補正するものです。

次に、2項・児童福祉費で、障害児保育事業補助金40万円、障害児の保育事業補助として不足額を補正するものです。

小規模放課後児童クラブ事業費補助金267万4,000円、公民館東城分館で実施しております橘保育園の学童保育に対する補助金です。

次に、第4款・衛生費、1項1目保健衛生総務費で、香取市東庄町病院組合負担金161万4,000円、県から派遣されている事務長の人件費分を補正するものです。

次に、2目・予防費は、Hibワクチン等の予防接種にかかる県補助金137万7,000円の財源振替です。

3目・環境衛生費で、環境衛生改善施設費補助金22万円、新宿区霊園の改

善工事に交付する補助金です。

次に、25ページをお願いします。

4目・母子衛生費、乳幼児医療対策給付金100万円、乳幼児医療対策給付費の不足分を補正するものです。県から2分の1の補助があります。

次に、6目・公害対策費、合併処理浄化槽設置補助金124万8,000円、合併処理浄化槽2基分の補正です。

次に、7目・保健福祉総合センター管理費の財源振替で、デイサービスの通所介護収入から、運営事業委託料を差し引いた残り70万3,000円を一般財源から振り替えるものです。

次に、3項・霊園費で、返還者還付金6万円、返還があった霊園使用料の返還金です。

次に、第5款・農林水産業費、1項3目・農業振興費で、園芸用廃プラスチック処理対策推進事業補助金20万9,000円、園芸用廃プラスチックの適正処理を図るため補助するもので、農協に事務局があります。東庄町廃プラスチック対策協議会に交付いたします。

次に、4目・畜産業費、高齢者等肉用牛飼育事業基金返還金328万9,000円、今回貸付牛7頭が譲渡されることにより、国県の基金への返還金を補正するものです。

次に、5目・農地費、県営ほ場整備事業負担金117万5,000円の減、併せ農道負担金263万3,000円、これは東城・神代地区で実施しております県営土地改良事業の事業費変更による補正です。

また、水資源機構営施設維持管理補助金56万2,000円の減、東総用水利地改良区域内の用水施設の維持管理事業について、事業費が変更になったことによる減額補正です。

26ページをお願いします。

8目・ふれあいセンター費で、修繕工事設計監理業務委託料52万5,000円、空調施設更新工事にかかる設計監理の委託料で、工事費とあわせて次年度に繰り越しとなります。

次に、9款・教育費、3項1目・中学校の学校管理費で、教育施設整備工事費14万円、校内交通安全看板の設置費用です。

次に、資材購入費92万5,000円、グレーチング等の購入費です。これらは、生徒の送迎車両の事故防止のため、校庭内町道の片側を送迎車両の駐停車場として利用するため、U字溝へグレーチング等を敷設するとともに、周知用看板を設置するための費用です。

次に、5項3目・図書館費で、住民生活に光をそそぐ交付金23万9,000円を財源振替するものです。

次に、6項3目・学校給食費で、修繕料220万円、給食センターの2基あるボイラーのうち、1基が老朽化により故障し機械の交換修理をするものです。

次に、12款・諸支出金、1項1目・基金費で、東庄ふるさと応援基金積立金5万円、寄附金の積み立てです。

住民生活に光をそそぐ基金積立金200万円、住民生活に光をそそぐ交付金を積み立て、平成23年度、24年度にかけて図書館司書の雇用に活用するものです。

続きまして、歳入について申し上げます。22ページをお願いします。

10款1項1目・地方交付税1億573万4,000円、交付額が増額決定されたことによる補正です。

次に、14款・国庫支出金、1項1目・国民健康保険保険基盤安定負担金156万8,000円、歳出で申しあげました国保会計繰出金の国庫負担分です。なお、15款・県支出金におきまして、県負担分として1,451万9,000円を計上しています。

次に、2目・障害者自立支援給付費負担金166万2,000円の減額、歳出で申しあげました自立支援給付費の減に伴う国庫支出金の減です。なお、これについても15款・県支出金におきまして、県負担分83万1,000円の減額補正を計上しております。

次に、14款2項5目・住民生活に光をそそぐ交付金223万9,000円、国の追加配分による補正です。

次に、15款・県支出金、2項3目・衛生費補助金でHibワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用補助金、あわせて137万7,000円を計上しております。1月から実施しております予防ワクチン接種の県補助分です。補助率はいずれも2分の1となっております。

次に、乳幼児医療対策事業補助金 50 万円、歳出で申しあげました乳幼児医療対策給付金の県補助分です。補助率は 2 分の 1 となっております。

次に、妊婦健康診査支援基金事業補助金 5 万 7,000 円、妊婦健診に追加された抗体検査に対する県補助分です。補助率は 2 分の 1 です。

次に、4 目・農林水産業費補助金で、園芸用廃プラスチック処理対策推進事業補助金 10 万 4,000 円、歳出で申しあげました園芸用廃プラスチック処理対策推進事業補助金の県負担分です。

次に、17 款・寄附金ですが、23 ページをお願いします。ふるさと応援基金に 5 万円のご寄附をいただきましたので、計上しております。

次に、18 款・繰入金、1 項・特別会計繰入金で、介護保険特別会計繰入金 58 万 7,000 円、平成 21 年度分の積算による繰り入れです。

次に、高齢者等肉用牛飼育事業基金繰入金 328 万 8,000 円、国県の基金への返還金に充てる繰入金です。

次に、20 款・諸収入、5 項 3 目・雑入の通所介護収入で、介護給付費収入等、あわせて 699 万 4,000 円、デイサービス利用者の増による補正です。

次に、21 款・町債、1 項 4 目・臨時財政対策債で 1 億 5,000 万円の減額、これにより臨時財政対策債の借入予定額は 2 億円となります。

最後に、歳出補正額に不足する額 5,737 万 1,000 円については、19 款・繰越金において前年度繰越金により補正をさせていただきました。

以上で、一般会計補正予算（第 6 号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いします。

議長（勝野暢一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

議案第 9 号、平成 22 年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書の 28 ページをお願いいたします。

第 1 条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,144 万 7,000 円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ 19 億 5,251 万 2,000 円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によって説明をさせていただきますので、31ページをお願い申し上げます。

初めに歳入でございますが、9款2項1目の一般会計繰入金につきましては、当初予算におきまして1億1,369万3,000円を計上したところでございますが、一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金につきましては、保険税の軽減にかかる税の減収を補うための繰入金でございますが、当初の見込みより軽減額の増加が見込まれるため、2,144万7,000円を補正いたしまして、1億3,514万円とするものでございます。

続きまして、歳出でございますが、32ページをお願いいたします。

2款1項2目の退職被保険者等療養給付費につきましては、当初予算におきまして6,630万円を計上したところでございますが、退職被保険者の医療費が増加したことに伴いまして不足が見込まれるため、1,064万6,000円を補正いたしまして、7,694万6,000円とするものでございます。

次に、2項1目の一般被保険者高額療養費につきましては、当初予算におきまして1億500万円を計上したところでございますが、一般被保険者の高額療養費が増加したことに伴いまして不足が見込まれるため、811万4,000円を補正し、1億1,311万4,000円とするものでございます。

次に、2目の退職被保険者等高額療養費につきましては、当初予算におきまして680万円を計上したところでございますが、退職被保険者の高額療養費が増加したことに伴いまして不足が見込まれるため、260万6,000円を補正し、940万6,000円とするものでございます。

次に、7款1項4目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、当初予算におきまして1億8,650万2,000円を計上したところでございますが、額の確定に伴いまして8万1,000円の不足が生じたため、1億8,658万3,000円とするものでございます。

続きまして、議案第10号、平成22年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、内容のご説明をさせていただきます。

議案書の33ページをお願いいたします。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ934万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を9,654万8,0

00円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によって説明をさせていただきますので、36ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、1款1項1目の特別徴収保険料ですが、年度当初予算におきまして4,215万4,000円を計上したところでございますが、平成22年度に保険料率の改定により当初見込みより増額となったため、625万9,000円を増額補正し、4,841万3,000円とするものでございます。

また、同項第2目の普通徴収保険料につきましても1,033万4,000円を計上したところでございますが、1節の現年度分については、特別徴収保険料と同様の理由によりまして305万円の増額補正を予定し、また、2節の過年度分につきましては、当初予算額より収納額が多く見込まれることから3万9,000円を補正し、1,342万3,000円とするものでございます。

続きまして、歳出でございますが、37ページをお願いいたします。

2款1項1目・後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、歳入における保険料の増額に伴い934万8,000円を増額補正し、9,380万8,000円とするものでございます。なお、後期高齢者医療保険料の納付金の関係につきましては、被保険者から納付された保険料、後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。可決いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議長（勝野暢一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、議案第11号、平成22年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、内容をご説明申し上げます。

議案書の38ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ234万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,470万7,000円とするものでございます。

それでは、詳細につきまして、歳出よりご説明申し上げます。議案書の42ページをお開きいただきたいと存じます。

5款1項2目23節・償還金利子及び割引料の補正額176万円の増額につきましては、地域支援事業の平成21年度分事業費の確定によりまして、介護保険法で定めております負担割合に応じて、国県へ返還が生じたための増額でございます。

5款2項1目28節・繰出金の補正額58万7,000円の増額につきましても、同様に地域支援事業の平成21年度分事業費の確定によりまして、負担割合に応じて一般会計へ返還が生じたための繰出金の増額でございます。

以上の結果、歳出補正額の合計は234万7,000円の増額、歳出合計9億1,470万7,000円となります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。41ページをお開きいただきたいと存じます。

8款1項1目1節・繰越金の補正額234万7,000円の増額につきましては、ただいま歳出で申し上げました返還金、繰出金に不足する補正財源の全額を前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は234万7,000円の増額、歳入合計9億1,470万7,000円となります。

以上で、平成22年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご審議の上、原案のとおり可決くださるよう、よろしくお願い申し上げます。
議長（勝野暢一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

それでは、議案第12号、平成22年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

43ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出の収入では、第1款・事業収益に549万9,000円を増額し、4億3,337万3,000円とするものであります。

次に、支出では、第1款・事業費用に総額で16万円を増額し、3億9,1

42万8,000円とするものであります。

第1項・営業費用については310万7,000円の増額、第2項・営業外費用については294万7,000円の減額となっております。

次に、第3条、資本的収入及び支出の支出につきましては、第1款・資本的支出に18万3,000円を増額し、9,661万8,000円とするものであります。

続きまして、44、45、46ページにつきましては、説明が重なりますので省略いたします。

47ページをお願いいたします。平成22年度東庄町水道事業会計補正予算(第1号)実施計画内訳書でございます。

初めに、収益的収入及び支出の収入では、第1款・事業収益、第1項・営業収益、第1目・給水収益の水道料金に549万9,000円を増額するものであります。これは年間給水量を4万5,000トン多く見込むことによる水道使用料の増額分であります。

次に、48ページをお願いいたします。

支出のうち、第1款・事業費用、第1項・営業費用、第1目・原水及び浄水費の受水費につきましては、使用料が増加したことにより310万7,000円を増額しました。

第2項・営業外費用、第1目・支払利息の企業債利息につきましては、企業債2本が利率の安いものと借りかえすることができましたので、324万7,000円の減額となっております。

また、第2目・消費税及び地方消費税の消費税及び地方消費税30万円の増額につきましては、収入増に伴う消費税の増額によるものであります。

第1款・事業費用全体では、16万円の増額の3億9,142万8,000円となっております。

続きまして、49ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出につきましては、第1款・資本的支出、第3項・企業債償還金、第1目・企業債償還金の償還元金に18万3,000円を増額し、9,101万8,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（勝野暢一君）

病院事務長。

病院事務長（宇ノ澤康成君）

議案第13号、平成22年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案書の53ページをごらんください。実施計画内訳書に基づきまして、内容の説明をいたします。

町長の提案理由にもございましたように、収益的収入及び支出の補正でございます。

まず、収益的収入でございますが、第1項・医業収益、第2目・外来収益のうち、第1節・外来収益の既決予定額に1,774万2,000円を追加し、4億4,141万3,000円とするものです。内容は、外来患者1人1日当たりの単価が、1月末までの実績から当初見込み額より580円上回り、1万4,430円に見込まれるためでございます。

次に、収益的支出のうち、第1項・医業費用、第2目・材料費、そのうち第1節・薬品費の既決予定額に1,727万円を追加し、2億7,950万3,000円とするものです。内容は、患者数の伸びによりまして、投薬料が増加したためでございます。

また、第3目・経費のうち、第12節・保険料の既決予定額に47万2,000円を追加し、810万2,000円とするものでございます。内容は、入院患者の伸びによりまして、看護補助者を増員したために社会保険料が不足したことによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（勝野暢一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

5番。

5番（多田和弘君）

24ページの衛生費のうちの保健衛生総務費について、お伺いします。

先ほどの説明で、香取市東庄町病院組合負担金として161万4,000円が計上されておりますが、これが小見川総合病院の事務長の給与の負担分とい

うお話でありました。

当初、東庄町と香取市の負担割合は14%と86%というふうに聞いておりますが、それはこの事務長の給与の負担というのは、これは今回始まったことなんでしょうか。それともどのような取り決めがあって、こういう事務長の給与を負担するという。それを例えば、そのほかにもまだいろんな取り決めがあるんでしょうか、それをお伺いします。

議長（勝野暢一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

小見川総合病院から経営状態がかつて思わしくなかったということで、県から事務長を招聘しました。その際に、取り決めて負担割合に応じて3カ年分、事務長さんの給与等に要する額を町が負担割合をもって負担するという取り決めがされておったということでございます。

以上でございます。

議長（勝野暢一君）

5番。

5番（多田和弘君）

そうすると、ここの負担割合は14%分という、1年分のですか。それは何年度から何年度までの契約でしょうか。

議長（勝野暢一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

本年度、22年度をもって終わるということでございます。

議長（勝野暢一君）

5番。

5番（多田和弘君）

はい、わかりました。

議長（勝野暢一君）

14番。

14番（平山 茂君）

私も、ちょうど今のやつを同じように聞こうかなと思って、先に言われたので、それはわかりました。

あと1点だけ、一般会計で先ほどの住民生活に光をそそぐ基金の件なんですけど、もう一度ちょっとよくわかりづらいので確認したいんですが、先ほど基金条例が制定されましたよね、24年度中ということ。今年度を入れれば、22年、23年、24年、3年間あるわけなんですけれども、今回22年度の予算で200万円を補正したわけなんですけれども、あと23年度、24年度というのは23年度の予算書というのに載っていないんですけれども、未確定で載っていないのかどうか、私もよくわかりませんが、今年度を入れて3年間で、この200万円で運営するのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいなど。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

住民生活に光を注ぐ交付金の兼ね合いで基金条例を制定しまして、その基金に200万円を積み立てる今回の補正内容でございます。一応、23、24年で使い切るという形になっております。

また、これにつきましては、人件費の絡みの関係につきましては、通常事業であれば繰越明許、繰り越して使えるわけなんですけれども、人件費がわりの場合については繰り越せないという中で、基金を設置しているという状況もございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（勝野暢一君）

14番。

14番（平山 茂君）

わかりました。そうしたら、余ったら国庫に返さなければならないんですけども、使い切ってしまったらその時点で、もうこれは終わりということですね。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

はい、そのとおりであります。

議長（勝野暢一君）

14番。

14番（平山 茂君）

わかりました。

議長（勝野暢一君）

6番。

6番（山崎ひろみ君）

26ページの中学校費のところ、資材購入費ということでグレーチング、中学校の送迎車両のためのということで、さっきお聞きしたんですけれども、これは一時的なものではなくて、グレーチングって、こういうやつを溝にはめるのかなって思ったんですけれども、これからそこを送迎場所にするということで設定するのでしょうか。

議長（勝野暢一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

以前の議会で、宮崎議員さんの方からご質問がございまして、送迎車両が町道で待っていて危ないので何とかならないかということで、質問の方をいただきました。私、そのとき校庭内には一般車両は入れないことで、外で検討させていただきたいということをお答えいたしました。実際に、遊休地等いろいろ調べている中で、なかなか即実行というのが困難な状況でございました。

そういう中で、学校等といろいろ協議を進めた中で、グラウンドの南側にあります町道、あの部分にとりあえず送迎車両を入れて、あそこでおろすなり、乗せるなりというような形で対応ができないかということの、そういう話の中で片側、両側にU字溝があるものですから、その南側のU字溝に蓋をして送迎車両の事故防止に努めたいということで、今回予算の計上をさせていただきました。おおむね、約80メートルぐらいのグレーチングの敷設を予定しております。

以上です。

議長（勝野暢一君）

6番。

6 番（山崎ひろみ君）

詳しくはきっと学校の方でやるかと思えますけれども、上から入って下に流すとか、一方通行でいくということになるのでしょうか。

議長（勝野暢一君）

五十嵐課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

そのとおりです。それで、出口の方には進入禁止にご協力いただくような安全看板も設置する予定であります。

以上です。

議長（勝野暢一君）

1 3 番。

1 3 番（宮澤喜久男君）

2 5 ページの説明欄の一番下に、併せ農道負担金 2 6 3 万というのは、現在舗装が仕上がった道路の負担金でしょうか。それとも、今度、今併せ農道をもう 1 本下へ始めている、その道路への負担金なのか、どうなんですか。

議長（勝野暢一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

この負担金につきましては、現在実施している併せ農道と、東城神代を含む併せ農道の負担金ということになっております。

東城神代 1 期については、最終年度による清算金の確定ということで、今回 1 期分ですね、東城神代の方の分の清算分ということであります。

議長（勝野暢一君）

1 3 番。

1 3 番（宮澤喜久男君）

了解しました。ありがとう。

議長（勝野暢一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、議案第8号、平成22年度東庄町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成22年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成22年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成22年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成22年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成22年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

本日の会議はこれで延会といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

本日はこれで延会とすることに決定しました。

これで延会します。

9日の会議は、定刻に参集願います。

ご苦労さまでした。

（午後 2時16分 延会）